

チケット販売業務に関する覚書

公 演 名	
公 演 日 時	
公 演 場 所	
販 売 受 託 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
販 売 受 託 枚 数	席 (円) × 枚
	合 計 枚
販 売 場 所	大和市文化創造拠点シリウス 1階芸術文化ホール事務室 (所在地 神奈川県大和市大和南1-8-1)
販 売 手 数 料	チケットの券面総額(消費税込)の10%に販売枚数を乗じた額とする 但し、販売した総額が20,000円に満たない場合は、2,000円を販売手数料とする
払 戻 手 数 料	チケットの券面総額(消費税込)の5%に販売枚数を乗じた額とする

指定管理者やまとみらい サントリーパブリシティサービス株式会社 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)とは、
上記の公演にかかるチケットの販売、払い戻しについて、下記のとおり覚書を締結する。

- 第1条 甲は、乙が指定する公演事業の概要及び販売席種別配券(以下「チケット」という)の通知を受け、甲はこの通知に基づいて、販売開始日より上記販売場所にて販売業務を実施する。
- 第2条 甲は、販売受託期間が終了したときには、次項の期日までに上記手数料を差し引いた額を乙に支払うものとする。
- 第3条 甲は、チケット販売受託期間終了後、甲が販売したチケットの販売総額(消費税込)から販売手数料・払戻手数料を差し引いた額(消費税込)を乙に現金または振込で支払うものとする。
- 第1項 甲は販売したチケットの代金が5万円(消費税込)未満の場合は、乙に対し、原則として公演日当日に現金で支払うものとする。
- 第2項 甲は販売したチケットの代金が5万円(消費税込)を超過する場合は、乙に対し、原則として公演日翌月末日までに銀行振込で支払うものとする。なお、その際の振込手数料は甲の負担とする。
- 第4条 公演中止の場合は、乙の責任および経費負担においてチケットの払い戻しを行うものとする。ただし、乙が甲にチケットの払い戻しの業務を委託する場合は、乙は上記手数料とは別途、払戻手数料として、チケットの券面額総額の5%に払戻枚数を乗じた金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 チケットの販売枚数の増減については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。
- 第6条 甲乙必要と認めたときには、協議の上、本覚書の全部または一部を解除することができる。当該解除その他乙の責めに帰すべき事由により、甲が損害を受けたときは、乙は当該損害の一切につき賠償する。
- 第7条 甲が合理的に予測しえない甲の責に帰すべからざる事由により本覚書に定める業務を実施できない場合には、甲は乙に対して一切の責任を負わないものとする。
- 第8条 本覚書の各事項に定めのない事態が生じたとき、または、本覚書の各事項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙各協議の上解決するものとする。

本覚書の証として、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保管する。

年 月 日

甲 神奈川県大和市大和南1-8-1
やまと芸術文化ホール
Tel. 046-259-7591
館長 三須 博之 印

乙

印

指定管理者やまとみらい
サントリーパブリシティサービス株式会社 適格請求書発行事業者登録番号 有 無
適格請求書発行事業者登録番号(T3010001005556) (T)